宗教法人・幼保連携型認定こども園の不動産使用証明願いについて

**【提出先】**

○県内に所在する認定こども園（水戸市に所在する幼保連携型及び保育所型認定こども園を除く）

県内に所在する認定こども園については、県知事が証明を行いますので、【提出書類】に掲げる必要書類を県担当あて送付してください。

（水戸市に所在する幼保連携型及び保育所型を除く。ただし、幼稚園型は含む。）

（県担当）

茨城県保健福祉部子ども政策局子ども未来課　保育グループ

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番６

TEL　029-301-3243

FAX　029-301-3269

○水戸市（中核市）に所在する幼保連携型及び保育所型認定こども園

　 水戸市に所在する幼保連携型及び保育所型認定こども園については、水戸市長が証明を行いますので、水戸市幼児教育課にお問い合わせください。

**【提出書類】**（日付は和暦で記入すること。）

＜土地・建物共通＞

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 不動産使用証明願い（押印はしない）：１通 |
| ２ | 証明書（押印したもの）：２通  ※証明書には、建物は表題登記申請書と、土地は登記簿謄本と同じ所在、面積を記入してください。 |
| ３ | 証明手数料：一不動産につき400円  （土地は一筆につき、建物は一棟につき400円）  ※郵便局の定額小為替を同封のうえ郵送してください。  なお、定額小為替の「指定受取人おなまえ」欄には何も書かずにお送りください。 |
| ４ | 切手を貼った返信用封筒 |

＜建物の場合：各１通＞

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 表題登記申請書の写し |
| ６ | 建築検査済証の写し（建築基準法第7条の2第5項の規定による） |
| ７ | 建物の平面図の写し（建物の延床面積及び部屋ごとの使用用途がわかるもの）  （その他証明書類 ： 贈与・賃貸借等がある場合は契約書の写し） |
| ８ | 理事会の議事録（認定こども園の用に供する建物として、新築もしくは取得、担保提供を行うことを議決しているもの）※原本証明を付したものであること。 |
| ９ | その他必要と認める書類 |

＜土地の場合：各１通＞

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 登記簿謄本の写し |
| ６ | 契約書の写し |
| ７ | 公図の写し |
| ８ | 園庭・駐車場の場合は園舎との位置関係がわかる住宅地図等  （その他証明書類：地上権等がある場合は契約書の写し、  農地の場合は農地転用許可証等の写し） |
| ９ | 理事会の議事録（認定こども園の用に供する土地として、取得や担保提供を行うことを議決しているもの）※原本証明を付したものであること。 |
| １０ | その他必要と認める書類 |

**【備考】**

※証明書の発行には、申請書の到着から１～２週間程度かかりますので、御了承ください。

※園舎の増改築や敷地面積に変更が生じた場合、別途「変更届出書（茨城県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則様式第３号）」の提出が必要です。

令和　　年　　月　　日

　茨城県知事　大井川　和彦 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　 　 氏名

登録免許税法施行規則第４条第４号の規定による

不動産使用証明願いについて

このことについて、宗教法人　　　　　　　の不動産登記に際し、登録免許税法の課税免除の措置を受けるため、別紙不動産が、登録免許税法別表第３の１２に該当することを証明願います。

登録免許税法施行規則第４条第４号の規定による

不動産に該当する旨の証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |
| 名称  宗教法人 |
| 代表者の氏名、印  　　理事長 |
| 証明を受けようとする不動産 | 所在 |
| 地番又は家屋番号 |
| 土地の地目又は建物の種類、構造 |
| 地積又は床面積 |
| 具体的な用途 |

上記不動産は登録免許税法別表第３の１２の項の第３欄の第４号に規定する

不動産に該当することを証明する。

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　　　大　井　川　　和　彦